

医療連携センター相談体制の拡充について

(2013.9.13 理事会承認)

1. 主旨

国は在宅医療の推進に力を入れており、医師会としても在宅医療推進に向けた取り組みの検討が必要かと思われるが、その在宅医療推進へ向けた取り組みの一環として、医師会における在宅医療に関する相談窓口を医療連携センターに一元化し、在宅医療における医療連携の調整機能を担えるよう相談体制を拡充したい。

2. 開始予定 平成 26 年 4 月 1 日

3. 実施体制 現在の医療ソーシャルワーカー（MSW）1名体制から、看護師1名を増員した2名体制

4. 業務内容 在宅医療における医療連携の調整（コーディネート）を行う。

5. 主な相談内容

- 1) 病院入院（通院）患者の在宅医療に移行における受入れ可能医療機関の調整
【病院 → 在宅医療（会員）】
- 2) 会員医療機関の患者の在宅医療に移行における受入れ可能医療機関の調整
【通院（会員）→ 在宅医療（会員）】
- 3) 異なる科・専門医の診療が必要になった場合の医療機関の調整
【在宅医療（会員）←→ 専門医（会員）】
- 4) 将来的には、在宅医療患者の緊急時の受入れ可能病床の調整や、在宅医療から長期的な施設入所などへ移行する場合の調整等も行いたい。
【在宅医療 → 病院・施設】

6. 主な相談者

医師会員、病院関係者（退院調整看護師・MSW等）など

7. 準備期間

準備期間には、会員医療機関における在宅医療受入れ態勢に関する調査を実施する。